

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認 令和3年7月13日

新型コロナ作業部会確認 令和3年7月14日

事業名 アスリート等に対する新型コロナウイルス感染症の帰国前検査及び陰性証明発行  
業務委託

案件名 同上

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること		本件は、アスリート等に対し、目的地の入国条件に合わせた新型コロナウイルス感染症に係る帰国前検査の実施と陰性証明書の発行業務を委託するものである。新型コロナウイルスへの感染防止対策として必要な事業であり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費として負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本件は、大会運営の一環として行う事業であり、選手村等における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	アスリート等に対して帰国前検査と陰性証明書の発行を行うことは、帰国時に必ず必要な対応であり、アスリート等が自ら対応可能な医療機関を見つけることが困難であることを考慮すると、各国の検査内容・様式に合わせた陰性証明証を発行する体制を整えることは、アスリートが安全・安心な環境の下で大会に参加するために必要不可欠であることを確認した。	
	効率性	本件は、大規模な検査及び陰性証明を迅速に発行するために、国別に必要な検査種類や件数を精査し、必要な調達数を決定していることを確認した。 また、既存の体制を活用し、必要最小限の医療スタッフ等で、確実に検査が実施できる体制を確保していることを確認した。	

	納 得 性	<p>本件は、大量の検査及び陰性証明の発行を、アスリート等の試合結果等に伴う帰国スケジュールに合わせて、短い期間で確実に行う必要があるため、類似の事業が存在せず履行可能な事業者が限られている中、少しでも経費削減ができるよう、取引実績のある複数社へ履行可能性の調査を行い、単価の交渉を行うことで、経費を削減していることを確認した。</p> <p>また、他の医療機関で実施している PCR 検査、血清抗体 IgM 検査及び陰性証明発行に係る経費や行政検査の費用と比較しても、妥当な価格であることを確認した。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切である。</p> <p>また、V5 予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p>		